

みよし市放課後児童クラブ運営業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

みよし市内の放課後児童クラブに通所する児童が安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図るため、これらを踏まえ、みよし市放課後児童クラブ運営業務委託の実施にあたっては、価格のみではなく事業者にかかる業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定するものとします。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

みよし市放課後児童クラブ運営業務委託

(2) 業務内容

別紙「みよし市放課後児童クラブ運営業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間等

業務の履行期間は、令和7(2025)年4月1日から令和9(2027)年3月31日まで（2年間）とする。また、契約締結の翌日から令和7(2025)年3月31日までの間を開設準備期間とし、業務の開始準備や支援員の確保等を行うものとします。

(4) 契約上限金額

360,000,000円

※ 本委託業務は、社会福祉法第2条第3項第2号に規定する第二種社会福祉事業であり、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に規定する消費税非課税事業に該当する。

3 本契約に係る受注者の選定方法

本契約は、公募型プロポーザルにより契約候補者を決定するものとします。

なお、契約候補者の選定についてはみよし市放課後児童クラブ運営業務委託事業者選定委員会が行うものとします。

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件のいずれにも該当する者とします。

なお、複数の企業による共同参加は認めません。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 契約締結日に、令和6(2024)年度みよし市競争入札参加資格者名簿に

大分類「委託」

中分類「その他業務委託」

小分類「その他」

の業種において登録されている者であること。

(3) 公告日から契約締結までの間に、「みよし市入札参加停止等措置要領（平成25年2月21日施行）」に基づく措置及び「みよし市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成25年3月14日付けみよし市長等・愛知県豊田警察署長締結）」に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。

- (4) 愛知県内に本店、支店又は営業所を有していること。（ただし、契約を締結する営業所としてみよし市競争入札参加資格者名簿に登載された営業所に限ります。）
- (5) 令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの間に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施または事業運営を受託した実績を有していること。
- (6) 本契約は、みよし市公契約条例（令和5(2023)年みよし市条例第38号）第2条の第2項に規定する特定公契約の対象となるため、同条例に係る法令を順守すること。

5 質疑及び回答

本プロポーザルにおける質疑及び質疑回答については次のとおり行います。

- (1) 質疑がある場合は、「質疑書」（様式第4号）に質問事項を記載のうえ、令和6(2024)年9月24日（火）午後5時までに、電子メール(学校教育課メールアドレス kyouiku@city.aichi-miyoshi.lg.jp)により、学校教育課へ提出してください。
なお、メールの件名は「みよし市放課後児童クラブ運営業務委託質疑提出（社名）」とし、メールの送信後、すみやかにメール到着の有無を電話で学校教育課（電話番号 0561-32-8028 担当：山口、中野）に確認してください。
- (2) 令和6(2024)年9月24日（火）までに提出された質疑に対する回答については、「質疑回答書」（様式第5号）により、令和6(2024)年9月27日（金）にみよし市ホームページに掲載します。

6 参加申込の方法

上記「4 参加資格要件」を満たし、本プロポーザルに参加を希望する場合は、下記に定める参加申請書類を提出してください。

(1) 参加申請書類

- ア 参加申込書（様式第1号）
- イ 会社概要調書（様式第2号）
- ウ 業務実績調書(様式第3号)
- エ 会社概要（会社パンフレットなど任意）

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出方法

みよし市役所教育部学校教育課（みよし市役所庁舎2階）窓口へ直接又は郵送で提出してください。（ただし、郵送による場合は、書留郵便で提出期限までに必着のこと）また、書面を提出後、電子メールにより、提出期限内に併せて提出してください。

なお、メールの件名は「みよし市放課後児童クラブ運営業務委託参加申込（社名）」とし、メールの送信後すみやかにメール到着の有無を電話で学校教育課（電話番号 0561-32-8028 担当：山口、中野）に確認してください。

(4) 提出先

〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂 50 番地
みよし市役所教育部学校教育課（担当：山口、中野）
学校教育課メールアドレス kyouiku@city.aichi-miyoshi.lg.jp

(5) 提出期限

令和6(2024)年10月2日（水）午後5時まで ※期限厳守

(6) 参加資格の確認

参加資格の有無については、提出を受けた参加申請書類等により、参加希望者が参加資格を満たしているかの確認を行い、令和6(2024)年10月4日(金)までに、参加申込書に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知するものとします。

7 企画提案書等の提出

参加資格を有する事業者は、以下の企画提案書等を提出してください。

なお、提出期限以降の企画提案書等の再提出及び差替え等は認めません。また、審査終了後についても提出書類の返却は行いません。

(1) 提出書類及び提出部数

	書類名	提出部数	備 考
ア	企画提案書等提出届(様式第6号)	正本1部 副本8部	必要な事項を漏れなく記入し、会社名及び代表者氏名の記入をしてください。
イ	企画提案書(様式第7号)	正本1部 副本8部	企画提案の内容について次の項目により作成してください。 1 会社の事業概要、営業所、担当者数と放課後児童クラブ又は同種の業務実績 2 経営母体の財務状況(直近の決算報告書を添付すること) 3 児童の生活、育成支援についての考え方、実施方法及び実施例 4 配慮の必要な児童の支援についての考え方、実施方法及び実施例 5 保護者、学校、市役所との連携についての考え方、実施方法及び実施例 6 支援員の配置、教育、指導に関する計画 7 支援員の雇用計画、処遇方法 8 児童の事故の予防についての考え方及び計画
ウ	実施体制調書(様式第8号)	正本1部 副本8部	業務の実施体制について記入してください。
エ	配置予定者調書(様式第9号)	正本1部 副本8部	配置予定担当者の経歴、資格、業務経験(主担当者1名、副担当者1名以上について作成してください。)
オ	工程計画書(様式第10号)	正本1部 副本8部	仕様書等を参考に履行期間におけるスケジュールを作成してください。
カ	社会的価値の実現に資する取組に関する申告書(様式第11号)	正本1部 副本8部	指定された添付書類と一緒にご提出ください。
キ	見積提示金額調書(様式第12号)	正本1部 副本8部	見積提示金額とその内訳が分かるように作成してください。

【書類作成時の注意事項】

- ・書類は日本産業規格によるA4判の規格で作成してください。
- ・言語は日本語、通貨は日本円とし、横書きで文字サイズは11ポイント以上とします。(ただし、図表等はこの限りではありません。)

- ・専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現に努めてください。
 - ・1事業者について1提案とします。
 - ・正本は、商号又は名称及び代表者氏名を記入したものとし、アからキの順に並べ、A4縦左側2穴綴じで提出してください。
 - ・副本は、正本の写しで商号又は名称及び代表者氏名の記入をせず提出してください。
- なお、副本には作成した事業者が推定できるような記述等を行わないでください。

(2) 提出方法

みよし市役所教育部学校教育課（みよし市役所庁舎2階）窓口へ直接提出してください。（郵送及び電信等による提出は認めません。）書面を窓口で直接提出後、電子メールにより、提出期限内に併せて提出してください。

なお、メールの件名は「みよし市放課後児童クラブ運営業務委託企画提案（社名）」とし、メールの送信後すみやかにメール到着の有無を電話で学校教育課（電話番号 0561-32-8028 担当：山口、中野）に確認してください。提出データのファイル形式はPDF形式としてください。

(3) 提出先

〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50番地（みよし市役所庁舎2階）

みよし市役所教育部学校教育課（担当：山口、中野）

学校教育課メールアドレス kyouiku@city.aichi-miyoshi.lg.jp

(4) 提出期限

令和6（2024）年10月18日（金）午後5時まで

8 審査の手続

企画提案書等の審査については、次のとおり行います。

(1) 第1次審査（書面審査）

ア 提出された企画提案書等について、別に定める評価基準に従い書面審査を実施します。

イ 第1次審査の結果、点数が上位の3者に対し、第2次審査を行うものとします。ただし、企画提案書が3者以下の場合は、全ての企画提案者を2次審査の対象とします。

また、第1次審査の点数が同点により、上位3者に選定できない場合は、上位3社と同点の者も第2次審査の対象とします。

ウ 第1次審査の結果及び第2次審査の案内については、令和6（2024）年10月30日（水）までに、企画提案書等提出届に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知するものとします。

(2) 第2次審査（プレゼンテーションによる審査）

ア 開催日時

令和6（2024）年11月8日（金）午前9時から（予定）

イ 開催場所

みよし市役所3階301会議室

ウ 審査の方法

1事業者につき20分以内でプレゼンテーションを実施し、その後、質疑応答の時間を30分程度設けます。プレゼンテーションの参加者については1団体につき5名までとします。パソコン及びプロジェクターなどの機材の使用については可としますが、使用する機器については参加者が用意し、機器の準備等に要する時間についてはプレゼンテーションの制限時間内で行ってください。

エ 説明者

プレゼンテーション及び質疑応答は、実施体制調書に記載した運営責任者及び担当者で行うものとします。会場に入場できるのは5名までとします。入室者は、会社名を表示した衣類やバッジ等、会社名を特定できるようなものを身につけないでください。

なお、当日受付にて説明に参加する方全員の身元確認を行うため、本人確認ができる身分証明書等を携帯してください。

オ 評価基準

評価基準については下表のとおりです。

項 目	事 項	評価割合
事務所の能力	ア 同種・類似業務等の実績 イ 実施体制(担当者数の状況) ウ 業務の繁忙度 エ 企業の経営及び財務状況	13%
担当者の能力	ア 担当者の実務経験 イ 担当者の同種・類似業務等の実績 ウ 業務の繁忙度 エ 主(副)担当者の資格保有状況	12%
社会的取組	ア 環境に配慮した事業活動 イ 障がい者等への就業支援 ウ 男女共同参画社会の形成 エ 仕事と生活の調和	5%
実施方針	ア 基本方針及び実施計画の独自性・妥当性 イ 実施意欲・取り組み意欲 ウ 児童の生活、育成支援及び配慮の必要な児童の支援 エ 保護者、学校、市役所との連携 オ 支援員の配置、教育、指導、雇用、処遇	40%
提案内容の評価	ア 提案内容の理解度 イ 提案内容の妥当性・創造性・実現性等	10%
提案金額	当該契約に対し、適切な提案金額であるか	20%
合 計		100%

9 契約候補者の選定

- (1) 提出された企画提案書等を審査し、最もすぐれている提案者を契約候補者として選定し、契約締結に向けた手続を行います。
- (2) 契約候補者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、基準点以上の提案者の中から契約候補者を選定します。提案者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとなりますが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しません。

10 審査結果の通知

審査結果については、企画提案書等を提出したすべての者に対して、企画提案書等提出届に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知するものとします。また、審査結果についてはみよし市ホームページに掲載し、公表するものとします。

11 公募から事業者選定までのスケジュール(予定)

内容	期日・期間等
公募の開始	9月17日(火)
参加申込	9月17日(火)から10月2日(水)午後5時まで
質疑受付	9月17日(火)から9月24日(火)午後5時まで
企画提案書等の提出	10月7日(月)から10月18日(金)午後5時まで
一次審査結果通知	10月30日(水)
二次審査 (プレゼンテーション・質疑)	11月8日(金)午前9時から(予定)
プロポーザル事業者選定委員会	11月8日(金)
二次審査結果通知	11月13日(水)
契約手続き	12月上旬(予定)